

逢初川水系 流域委員会 設置要綱（案）

資料 1-2

（名 称）

第1条 本委員会は、「逢初川水系 流域委員会」（以下、「委員会」という。）とする。

（目 的）

第2条 本委員会は、「逢初川水系河川整備計画」（以下、「計画」という。）の策定を進めるにあたり、当該流域の国土保全、利用及び環境保全について、それぞれの重要度、緊急性、適性等を考慮し、地域固有の自然、歴史や文化を生かした個性ある将来像及び河川整備のあり方について審議・提言することを目的とする。

（組織等）

第3条 委員会は、静岡県熱海土木事務所長（以下、「所長」という。）が委嘱する委員（別表）で構成する。

- 2 委員の任期は計画（案）の決定までとする。
- 3 委員のうち、地方行政、地域代表者の委員は、職をもって充てる。

（委員長）

第4条 委員会には、委員の互選により委員長を置く。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が職務を代行する。

（議事等）

第5条 委員のうち、地方行政、地域代表者の委員については、代理出席を認める。

- 2 委員会が必要と認める場合、委員以外（参考人）から意見の聴取及び資料の提供を求めることができる。

（情報公開）

第6条 委員会は公開で開催する。会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に傍聴を認めることにより行う。会議の傍聴については別に定める傍聴要領によるものとする。

- 2 会議の開催状況や会議資料は、静岡県の「情報提供の推進に関する要綱」に則り公開する。ただし、個人情報や貴重動植物の生息を脅かす情報については、この限りではない。

（事務局）

第7条 委員会の事務局は、静岡県熱海土木事務所に置く。

（その他）

第8条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じて委員会の承認を得て定めることとする。

附 則

この設置要綱は、令和4年 月 日から施行する。

(別表)

逢初川水系 流域委員会 名簿

区分	専 門	役 職 名 等	氏 名 (敬称略)	備 考
学識経験者	河川工学	東海大学 名誉教授	田中 博通	
	環境 (魚類)	静岡県自然保護調査委員会 淡水魚部会 部会長	川嶋 尚正	
	文化財	熱海市教育委員会生涯学習課 文化交流室 学芸員	栗木 崇	
	まちづくり	特定非営利活動法人 くらしまち継承機構理事長	伊藤 光造	復興計画検討 委員会委員
地域代表者	自治会 防災	伊豆山地区連合町内会会長 岸谷町内会長 熱海市自主防災会伊豆山地区役員	當摩 達夫	復興計画検討 委員会委員
		仲道町内会長	中田 雅三	
		浜町内会長 熱海市自主防災会伊豆山地区役員	千葉 誠一	
	復興まちづくり	復興計画検討委員会 委員長	高橋 幸雄	
	観光	伊豆山温泉観光協会 理事	坂本 幸一	
行 地 政 方	行政	熱海市長	齊藤 栄	